

和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の定めるところにより、和泉市内で活動するボランティア団体等が行う事業に対し、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金（以下「助成金」という。）を交付し、もってボランティア団体等による積極的な地域福祉活動の振興と市民の福祉向上を図ることを目的とする。

(対象となる団体)

第2条 この助成金は、次の各号全ての要件を満たして活動する非営利団体を対象とする。

- (1) 和泉市内で福祉活動に実績のある団体であること。
- (2) 団体の構成が5人以上であること。
- (3) 代表者や会計責任者を定めていること。
- (4) 法人格を有する団体（特定非営利活動法人を除く）でないこと。
- (5) 過去にこの助成金の交付を受けていないこと。
- (6) その他、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金内規〔1〕に定める適当でないと認める団体でないこと。

(対象となる事業)

第3条 この助成金は、次の各号いずれかの要件に該当する事業で、地域住民等への参加交流が広く呼びかけられている事業を対象とする。

- (1) 和泉市の高齢者、障がい児者、子ども、ひとり親家庭等に対する福祉向上を目的とした事業。
- (2) 地域住民や他の福祉団体との交流、多世代の交流を目的とした事業。
- (3) ボランティアの養成、普及を目的とした事業。

2 1団体につき1事業の申請とする。

3 次の各号いずれかの要件に該当する事業は、対象とならない。

- (1) 金品を直接に給付する事業。
- (2) 同一事業に対し、公的助成を含む他からの補助・助成を有する事業。
- (3) その他、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金内規〔1〕に定める適当でないと認める事業。

(事業の対象期間)

第4条 この助成金は、当該年度の7月1日より翌年3月31日までに活動する事業を対象とする。

(助成の対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に定めるものとする。ただし、総事業費に対して、20%以上の自己資金を充てるものとする。

- 2 自らの責任において負担すべき性格を有する経費（例えば家賃や人件費等の管理運営費、接待交際費、スタッフにかかる経費等）は、対象経費とならない。
- 3 備品購入費として助成できる割合は、備品購入費の50%以下とする。

(助成金の限度額)

第6条 助成金の限度額は、総事業費から20%以上の自己資金を除いた対象経費の額（千円未満切り捨て）と5万円とを比較していずれか少ない方の額とし、助成額は5万円を上限とする。ただし、予算額との調整及び申請団体の数により限度額の減額をする場合もある。

(助成金の財源)

第7条 助成金の財源は、共同募金及び歳末たすけあい募金配分金を財源とする。

(助成金の手続等)

第8条 助成金の交付を受けようとする団体は、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金交付申請書（様式第1号）、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金事業計画書（様式第2号）により、所定の期日までに和泉市社会福祉協議会会長（以下「市社協会長」という。）あてに申請しなければならない。

- 2 前項による申請があった場合には、市社協会長は審査のうえ可否を決定し、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金交付決定通知書（様式第3号）、又は和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金不承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 前項により交付決定通知を受けた団体は、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金請求書兼口座振込依頼書（様式第5号）により、市社協会長あてに請求し、請求を受けた市社協会長は助成金を交付するものとする。
- 4 助成金の交付を受けた団体は、事業終了後30日以内に、和泉市社会福祉協議会地

域福祉かがやき助成金事業報告書（様式第10号）、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金事業実績・決算報告書（様式第11号）を市社協会長に提出しなければならない。

（助成金の変更申請）

第9条 助成金の交付を受けた団体は、対象経費の実支出額合計が交付決定額より少額になった場合（備品購入実支出額の50%が備品購入費交付決定額より少額になった場合も含む）には、直ちに和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金変更交付申請書（様式第6号）、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金変更事業計画書（様式第7号）を市社協会長に提出しなければならない。

2 前項により変更申請があった場合には、市社協会長は、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金変更交付決定通知書（様式第8号）により変更交付決定を行う。

（助成金の精算）

第10条 前条第2項の変更交付決定額が、助成金の既交付決定額よりも少額になった場合には、市社協会長は助成金の交付を受けた団体に対して、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金精算請求書（様式第9号）により通知し、精算を求めるものとする。

（事業の中止）

第11条 助成金の交付を受けた団体が申請した事業を中止し実施しなかった場合には、直ちに市社協会長へ報告しなければならない。またその場合は、助成金の目的を達していないものとみなし、原則として助成金交付額と同額を精算しなければならない。ただし、中止理由が次の各号いずれかに該当する場合には、すでに事業の執行が済んだ部分に費やした経費は助成金の精算を求めないこととする。

- (1) 和泉市内で震度4以上の地震が発生した場合、又は地震観測予知情報が発表された場合。
- (2) 和泉市内で大雨・洪水・暴風・津波・大雪警報のいずれか1つでも発令された場合。
- (3) その他、市社協会長がやむを得ない事情と認める場合。

2 前項に基づき、助成金の交付を受けた団体が助成事業を中止し実施しなかった場合には、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金事業中止報告書（様式第13号）を提出し、中止報告を受けた市社協会長は、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金精算請求書（様式第9号）により通知し、精算を求めるものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第12条 市社協会長は、助成金の交付を受けた団体が助成金を申請事業以外の用途へ使用した場合、又は要綱に付した条件等に違反した場合には、助成金交付決定の一部、又は全部を取消することができる。

2 市社協会長が助成金の交付決定を取消した場合には、和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金交付取消し決定及び返還命令通知書(様式第12号)により返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年7月1日より適用する。

別表（第5条関係）

助成対象経費	
経費の種類	具 体 例
(1) 諸謝金 事業に関する講演会等で招いた外部講師に対する謝礼	講師謝礼、講師交通費
(2) 消耗品費 事業に関する活動物品等の購入費	事務用品(文房具・紙)、食材料
(3) 印刷製本費 事業に関する広報啓発資料、報告書等の印刷費	チラシや報告書のコピー料
(4) 通信運搬費 事業に関する広報・啓発資料等の発送にかかる費用	郵送料、運搬料
(5) 保険料 事業に関する保険の掛金	ボランティア行事保険料
(6) 賃借料 事業に関する会場及び付帯設備の賃借にかかる費用	会場使用料、物品のレンタル料
(7) 備品購入費 直接事業に要する備品の購入費 (ただし助成できる割合は備品購入費の50%以下とする。) ※備品とは、1品5千円以上かつ1年を越えて形状が変わることなく保存使用に耐えうる物品とする。ただし5千円未満のものであっても、同種又は同製品を複数購入される場合、備品とみなすことがある。	電化製品、遊具、書籍
(8) その他特に必要と認められる費用	

和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金内規

[1] 和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金交付要綱第2条(6)に規定する団体及び第3条第3項(3)に規定する事業は以下のとおりとする。

- ①暴力団関係のもの
- ②政治団体及び政党のもの
- ③政治上の主義もしくは施策を支持、又は反対する内容のもの
- ④宗教性のあるもの
- ⑤人権侵害のおそれがあるもの
- ⑥性風俗に関するもの
- ⑦その他、和泉市社会福祉協議会が目的とする地域福祉推進の理念において、適当でないと認めるもの

[2] 和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金の交付を受けた団体には、助成事業の実施にあたり、助成を受けていることを事業案内において表示することを義務付けるものとする。

<表記の例>

この事業は、「和泉市社会福祉協議会地域福祉かがやき助成金」の助成をうけて実施しています。